

## 令和5年度 第1回 池田市子ども・子育て会議 議事録（要約）

日 時：令和5年10月13日（金）午後1時～午後2時50分

場 所：池田市役所 3階 議会会議室

出席者：副市長、委員12名、事務局21名

傍聴者：0名

### 1. 開 会

#### 副市長挨拶

9月25日、こども家庭庁の審議会におきまして、こども政策の基本的な方針、重要事項を定める「こども大綱」について中間整理がまとめられ、6つの基本方針が示されました。また重要事項には、子どもの貧困、障がい児支援、児童虐待防止、自殺対策のほか、学童期・思春期の居場所づくりなどが盛り込まれています。今後、最終取りまとめを行い、年内に「こども大綱」が閣議決定される見込みです。

本市といたしましても、今後10年間のまちづくりの指針として策定した「第7次池田市総合計画」の施策の柱の一つである「子どもと大人の未来を育てるまちづくり」を実現するため、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めるとともに、まちの未来を担う子どもの豊かな人間性を育む教育・保育を推進してまいります。

### 2. 内 容

#### 1) 小規模保育事業の認可等について

《事務局説明》

令和5年11月の開設に向けて、小規模保育事業「石橋文化おひさま保育園」の認可申請がありました。

当施設の認可にあたっては審議会の意見を聞くことが必要とされており、9月29日に池田市保育所等設置認可等審議会を開催し、認可が適当であるという答申を頂きました。今後、施設の現地確認を経た上で認可を行う予定です。

次に、小規模保育事業「うおんぱっと保育園」の認可定員の変更について、令和5年11月に定員を15名から19名へと変更する届出がありました。当該施設においては、令和5年8月に城南から新町へと移転しており、それに伴い定員を増員いたしました。

#### 2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等について

《事務局説明》

石橋文化おひさま保育園について、認可と合わせて特定地域型保育事業の確認を行いました。当施設の確認にあたって、法律の規定に基づき、子ども・子育て会議の意見を聞くことが必要と

されています。

次に、石橋文化おひさま保育園の連携施設である石橋文化幼稚園について、特定教育・保育施設の確認の変更を行いました。2号認定の利用定員を3歳児から5歳児クラスまでそれぞれ8名ずつ、計24名増員いたします。同時に、1号認定の定員を24名減員しますので、総数210名の定員に変更はありません。

次に、うおんぱっと保育園について特定地域型保育事業の確認の変更を行い、利用定員を認可定員と同様、15名から19名に変更いたしました。

#### 《質疑応答》

Q. うおんぱっと保育園は11月に新町へ移転するのか。

A. 8月にすでに移転しており、11月に定員変更をいたします。

Q. 特定教育・保育施設が増えてくると、需要と供給のバランスの見直しも必要になってくると思うが、これからの見通しを教えてください。

A. 現状では、2号認定・3号認定は伸び続けている一方で少子化も進んでいますので、バランスを見ながら次期計画の中で考えてまいります。

Q. うおんぱっと保育園が移転されたが、外で遊ぶときは地域の公園などを使用しているのか。また、具体的な部屋のスペース等はどうなっているのか。

A. 園庭が施設内にないため、近くの五月山公園を使用しています。また、移転に伴い、以前の施設から面積は大きくなっています。

#### 《意見》

- ・どちらも元々池田市で実績のある法人なので安心して任せられると思う。
- ・小さい子を預けるところが増えていくのはいいことだと思う。
- ・2号認定児を増やしているが、需要に合ったことと思う。

### 3) (仮称) 第3期池田市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査について

#### 《事務局説明》

本市では現在、第2期池田市子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種子育て支援施策を推進しているところですが、この計画が令和6年度で目標年度を終了することから、令和7年度からの次期子ども・子育て支援事業計画の策定を、令和5年度、令和6年度の2カ年で進めるものです。

次期計画の構成は、現計画の子ども・子育て支援法、次世代育成対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画に加え、次期計画からは母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画を策定し、こども基本法に基づくこども大綱については次回会議でご意見をいただく予定をしています。

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法において、保護者の利用希望把握が求められており、国の基本方針に即したニーズ調査等を行います。

調査対象については0歳児から5歳児の就学前児童2,000世帯、小学1年生から6年生までの就学児童2,000世帯の計4,000世帯といたします。

調査票の項目については、国から示されている標準項目に、大阪府の追加項目、一部池田市の追加項目を加えたものといたします。

#### 《質疑応答》

Q. 4,000世帯のサンプリング数というのが全体の母数に対してどの程度ニーズを反映できるものなのか教えていただきたい。

A. 池田市には0歳から11歳までの児童が1万人程度いるため、半分程度の世帯に配布し、広く意見を募らせていただきます。

Q. ニーズ調査以外で、どのように子ども・若者の声を反映しようとしているのか教えていただきたい。

A. こども基本法の中で子どもの意見を聞いて政策に反映していくことが定められており、ヒアリング等子どもの意見を広く募る方法を考えてまいります。

Q. 児童育成支援拠点事業について具体的に説明していただきたい。

A. 令和6年4月1日の施行に向けて、今後国から要綱等が提示される予定のため、その内容を踏まえて検討してまいります。

Q. 乳児家庭全戸訪問事業について、地域の民生委員・児童委員や福祉委員と協力していく予定はあるか。

A. 現在保健師や助産師で8割から9割近いご家庭を訪問できており、引き続きこのような形で実施していく予定です。

Q. 特別支援が必要な子どものニーズについては、別の計画で定められているのか。

A. その他の案件で説明いたします「第3期池田市障害児福祉計画」の中で定めています。

Q. 1号認定が減る中で小規模保育事業が増えているが、次期計画にどのように反映させるのか。

A. 3歳児以降の受け皿について、1号認定施設、2号認定施設と連携していけるのであれば、小規模保育事業についても一定足りない部分を補完できると考えています。

Q. 他市では学童保育で長期休業期間も昼食を出しているところがあるが、池田市ではどのように考えているのか教えていただきたい。

A. 他市の事例やメリット・デメリットを踏まえたうえで検討を進めてまいります。

#### 《意見》

- ・基本理念をやさしい言葉で設定していただきたい。
- ・ヤングケアラーの実態把握や相談先について、重点的に策定の中で進めていただきたい。

- ・就学前児童調査票の問 38 について選択肢に SNS 等を追加するべきではないか。
- ・キッズランドについて、コロナ等で開催していないところもある中、希望回数を問う項目はミスマッチではないか。

#### 4) 池田市子どもの生活に関する実態調査について

##### 《事務局説明》

（仮称）第 3 期池田市子ども・子育て支援事業計画の策定のうち、本調査は子どもの貧困対策の推進に関する計画に係るものであり、計画の策定に向けて課題の把握及び効果的な施策の検討を行うことを目的に、大阪府と共同で実施するものです。

調査対象は池田市内の公立学校に在籍する小学 5 年生と中学 2 年生、及びその保護者の全世帯を対象として、7 月 5 日から 19 日までの期間で、対象世帯、各学校を通じて調査票の配布・回収、Web フォームでの回答も可能とし、調査を実施しています。

調査票については子ども用と保護者用の 2 種類の調査票により実施しています。

子ども用の調査票ではヤングケアラーについての質問を含めた生活実態、学習環境、居場所の利用状況について、保護者用の調査票では、生活実態、就労状況、支援ニーズについて問う内容となっています。

本調査は大阪府と希望する市町村の共同実施となっており、本市も含めた府下 18 の市町と共同で実施しています。

本調査の回収結果は、6 割程度の回収率となっており、約半分弱が Web フォームによる回答となっています。現在大阪公立大学で集計しており、3 月ごろに調査結果の公表を予定しています。

##### 《質疑応答》

- Q. なぜ対象が小学校 5 年生と中学校 2 年生なのか教えていただきたい。
- A. 大阪府と共同で実施しており、大阪府が国に合わせて中学 2 年生と小学校 5 年生で設定されたため、比較をするために合わせたことと、小学 5 年生であれば言葉の認識の問題なく、一定回答ができるかということで設定したものです。
- Q. 公立学校に通う子どもだけでなく、私立学校に通う子どもの意見もどこかで拾う方がよいのではないか。
- A. 配布の都合上、今回は公立学校に通う子どもを対象とさせていただきました。

## 5) その他

### (1) 池田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、こども家庭庁発足に伴う所管変更によるもの、地方分権の一環に伴う手続きの簡素化による条文のずれによるもの、内閣府の規定の漏れに伴う読み替え規定の追加によるものの3点について改正しています。

次に、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、前述の条例同様こども家庭庁発足に伴う所管変更によるものについて改正しています。

今回の条例改正につきましては、国の所管変更に伴うものや、条文のずれ、読みかえ規定の追加でありますので、本市に直ちに影響するものではありません。

### (2) 子育て支援活動推進補助金、子育て世帯生活支援特別給付金について

子育て支援活動推進補助金について、市内で子育て支援活動を行う団体に対し、活動に要する費用の一部を補助する制度で、今年度より新たに実施しています。

補助対象者としましては、市内において、子育て親子同士の交流及び、情報交換を行っている子育てサークルなどを想定しており、補助の上限額は1万円となっています。

次に子育て世帯生活支援特別給付金について、物価高騰等の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童扶養手当を受給している世帯や、住民税均等割非課税の子育て世帯等に児童1人当たり5万円の支給を行っています。

### (3) 第3期池田市障害児福祉計画の策定について

現在の第2期池田市障害児福祉計画が令和5年度で終了になりますので、次期計画について第7期池田市障害福祉計画と一体的な計画として、策定を進めています。

また、6年に1度の見直しを行う池田市障害者計画についても見直しの時期であり、あわせて策定を進めています。

計画は障害福祉サービス、障害児通所支援サービスなどの提供体制の確保に係る目標や、必要な見込み量を定めるものになります。策定にあたっては、公募による策定委員会を設け、アンケート調査や聞き取り調査をし、パブリックコメントを経て年度内の完成を目指しています。パブリックコメントについては2月頃に市のホームページに掲載する予定です。